

告示

名寄市告示第 14 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 27 日

名寄市長 加藤 剛 士

1 入札に付す事項

- (1) 事業名 名寄市立大学 仮想基盤システム導入事業
別紙仕様書のとおり
- (2) 実施場所 名寄市西 4 条北 8 丁目 1 番地 名寄市立大学
- (3) 業務予定期間 令和 8 年 3 月 16 日（予定） ～ 令和 9 年 3 月 31 日
※業務開始日は契約者と協議の上、可能な限り早い日程とする。

2 入札の執行日時及び場所

- (1) 執行日時 令和 8 年 3 月 10 日（火） 午前 10 時 00 分
- (2) 執行場所 名寄市立大学 1 号館 3 階 大会議室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 18 年名寄市訓令第 55 号。以下「事務処理要綱」という。）第 5 条に規定する競争入札参加資格者名簿において大分類「11. 情報処理業務」に登録されている北海道内業者であり、かつ本学で過去に情報システム導入またはクラウドサービス導入支援において業務実績のある者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの期間において、事務処理要綱第 8 条及び第 10 条の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 本業務の入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

告示

(ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者。

(7) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例第7条による措置を受けていない者。

4 入札の参加申請

(1) 申請書

入札参加を希望する者は、様式第1号 入札参加申請書及び業務実績報告書を提出すること。（提出用様式は、名寄市立大学のホームページからダウンロードすること。）

(2) 提出期限 令和8年3月5日（木）午後3時まで

（土、日祝日を除く9時～12時と13時～17時。ただし、最終日は指定時間まで）

(3) 提出場所 名寄市立大学事務局教務課教務係

担当者 教務係長 山本 太郎

(4) 提出方法 持参提出とし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

5 入札参加資格の審査結果

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格がないと認められた者に対してのみ令和8年3月7日までに通知をするものとする。ただし、入札参加資格があると認められた者が、何らかの事情により入札参加資格を有していない又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

告示

6 契約条項を示す場所 名寄市立大学事務局教務課教務係

7 郵便による入札 郵便による入札は認めない。

8 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書には消費税を抜いた金額を記載してください）。

入札書には5年60回払いのリースの総支払額を税別で示してください（積算内訳書には、月額を支払額も併せて記載してください）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

10 予定価格の設定

本業務は、予定価格を設定しているので、入札価格が予定価格に達しない場合は最高2回まで入札を行います。2回目の入札で予定価格に達しない場合は、2回目の最低入札価格者と事後協議させていただきます。

11 積算内訳書及び支払計画の提出

- (1) 入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、積算内訳書には仕様書が満たされていることが確認できるように導入機器・ソフトウェア等の品名・規格を記載すること。
- (2) 提出ができない場合は、入札に参加することはできない。

12 その他

- (1) 入札回数は最高2回までとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び積算内訳書の精査並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除する。
- (5) この公告に定めるもののほか、名寄市暴力団排除条例、名寄市契約規則、名寄市競争入札心得、その他関係法令等を遵守すること。

告示

問い合わせ先

名寄市立大学事務局教務課 担当 伊藤・山本

TEL 01654-2-4194

MAIL kyomu@nayoro.ac.jp